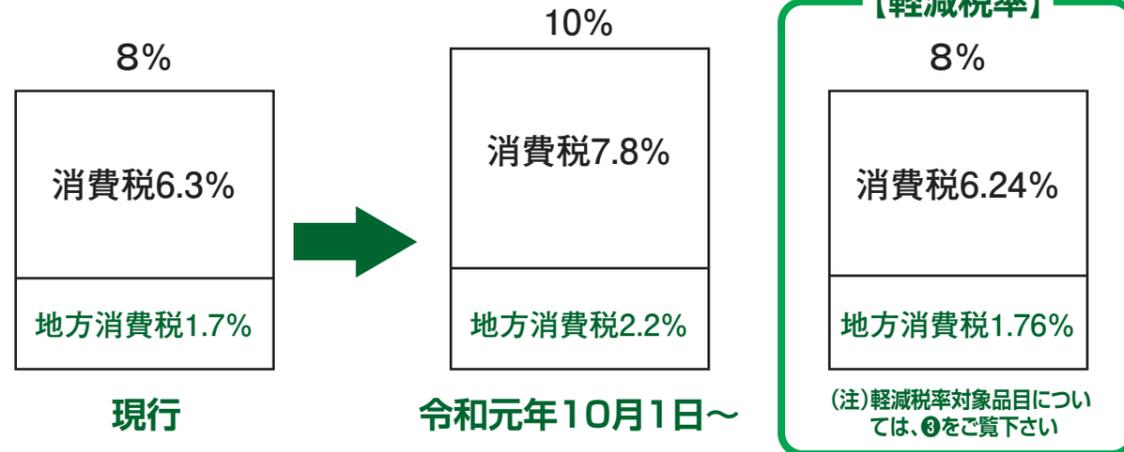


引き上げの概要

消費税率(国・地方)の引き上げについて

① 消費税率(国・地方)が引き上げられます。



※地方消費税とは？ 一般に「消費税」とは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

② 引き上げ分は、すべての世帯を対象とする社会保障のために使われます。

※使用例は、次のとおりです。

① 待機児童の解消

② 3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化

③ 真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化

④ 介護職員の処遇改善

⑤ 所得の低い高齢者の介護保険料の軽減

⑥ 所得の低い年金受給者への給付金の支給

③ 家計と景気、両方の視点から対策を行います。

※消費税引き上げに伴う家計の負担を減らすために、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

- 所得の低い方や0～2歳の子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行
- 自動車や住宅の購入等に対する税制上やすまい給付金などの支援
- 中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済に対するポイント還元

消費税
引き上げに
伴い

10月分から各種料金が変わります

10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、町の定める各種料金及び使用料等が変更になります。(法令等で非課税扱いになっているものを除きます)皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



[公共料金等改定の例]

料 金	内 容	単 位	改正前	改正後
①情報通信使用料	有線電話・テレビ	月額	2,263円	2,305円
	インターネット(プランB)	月額	3,909円	3,982円
②ゴミ袋	大	1枚	46円	47円
	小	1枚	25円	26円
③一般廃棄物持込手数料	家庭から出るゴミ	500kgまで	617円	629円
	事業所から出るゴミ	500kgまで	3,086円	3,143円
④上水道料金(一般用の例)	基本料金(8㎡)	月額	1,204円	1,226円
	超過料金	1㎡当たり	165円	168円
	メーター使用料(13mm)	1個	72円	73円
⑤公共下水道料金(専用住宅の例) 【農業集落排水、合併浄化槽も同様】	基本料金	月額	1,697円	1,729円
	加算額	1人当たり	565円	576円

- ・その他、公民館利用料、各種施設使用料なども変更となります。
- ・雲南クリーンセンターのし尿汲取料金も改定されます。(18リットル当たり改正前172円→改正後175円)

*各料金の請求額は10円未満切り捨てとなります

(情報通信使用料の例) 有線テレビ、有線電話とインターネット(プランB)を利用の場合
2,305円 + 3,982円 = 6,287円 ⇒ 合計額から10円未満を切り捨てた **6,280円** を請求します

*変更のない料金(非課税のもの)は以下のものがあります

証明手数料、火葬料、介護保険法に基づく居宅・施設・地域密着型サービス等

(お問い合わせ)

内容	担当	有線番号	内容	担当	有線番号
ケーブルテレビインターネット	総務課 総務情報グループ	31-5225	ゴミ関係	町民課 町民グループ	31-5108
上水道、下水道	上水道グループ 下水道グループ	20-4288			